

松山大学研究叢書 第49巻 〈発行所：法律文化社〉

## 訴訟当事者からみた民事訴訟

当事者サイドからみた現在の民事訴訟はより望ましく、好ましいものになっているのか。国民にとっても利用しやすく、わかりやすい民事訴訟理論の方向性はどのようなものなのか。理論構築・活性化をめざした研究の軌跡。



国民にとってわかりやすく、  
使いやすい民事訴訟手続の研究。

## 本書の刊行にあたって――

理論と実務の架橋の重要性が説かれ、その構築が成されつつある現在ですが、実際のところ、民事訴訟においては理論が軽視され、実務が優先されがちな実態があります。そのような時代の流れの中で、私は、訴訟当事者から見た場合、現行の民事訴訟手続の理論・運営は真に訴訟当事者のためになりうるのかという疑問を払拭できないでいます。その一方で、訴訟当事者自身に自らが訴訟の主体であり、客体ではないという意識が本当にあるのか、場合によっては裁判所に全面的に寄りかかっている部分もあるのではないかという思いも懐き続けています。

今回、今まで書き続けてきた拙稿を単行本化するにあたって、大幅に本文を加筆訂正するつもりでいました。

しかし、自分自身の人生と密接に絡み合う中で書き続けてきた拙稿は、そのときどきの私自身の人生観を投影するものでもあります。その当時どのような問題意識のもとに論を進め、まとめ上げたかをそのまま現存させることで自分自身の人生の軌跡を残すという方法が、今の私には最も相応しいように思い、あえて大幅な加筆訂正はしませんでした。

そのかわり「序文―解題にかえて」という形で、執筆後に刊行された論文や当時見送ってしまった論文を読む中で、拙稿を再考し、抜け落ちていた問題点、今後予測される問題点、考察の射程に入れた方がよい問題点を今後の研究課題として提示しています。

## 民事訴訟の基本に立ち返り、理論構築を――

研究の軌跡の中で、私の関心事は、民事訴訟法の個々の解釈学よりも、民事訴訟という場で蠢く多くの人々の関係性からみた民事訴訟手続のありようへと動いてきました。

このようなアプローチの仕方は現在の実務には有益ではないかもしれませんが、しかし、実務が理論に優先される感がある昨今の民事訴訟であっても、やはり理論の骨格は崩せません。むしろ、その基本に立ち戻る姿勢が必要ではないか。その一方で、訴訟当事者の主体としての意識は真に醸成されているのだろうか。当事者の意識が希薄なままでは、法意識、権利意識は育ちません。また裁判所や訴訟代理人がパターンリスティックになりすぎることにも問題があるのではないか。その両者の兼ね合いをどのように調整すべきか、その問題を日本社会との関係性の中で考究できないかというのが、拙稿のスタート地点でした。

最近、日本人の法意識が欧米に比べて低いという命題は当てはまらないとする調査報告が発表されましたが、私は質問票の項目からは窺い知れない意識下の“刷り込み”が抜け落ちているのではないかという疑問をもっています。そして、やはり当事者の法意識が低いならば、法曹の意識はどうあるべきか。裁判官への忌避申立てのほとんどが認められていない現状、口頭弁論のかなりの部分が書面審理となっている実態をどう捉えるべきか。当事者の意識改革はもとより、法曹の意識改革もなされなければ、民事訴訟の透明化は難しいと考えます。

今後は、訴訟当事者の権利の側面だけではなく、責務の側面から民事訴訟法理論の再検討に着手していき、現在の実務・実践の既成事実化、理論後追い現象に、再度、民事訴訟法研究者として堅固な理論構築にチャレンジしていきたいと考えています。

〈「序文」「あとがき」より抜粋・一部説〉

法学部教授

波多野 雅子

Masako Harano

専門分野  
研究課題民事訴訟法  
民事訴訟における当事者権  
（こころ）